

事務事業名		戸籍事務		<input type="checkbox"/> 実施計画掲載事業	<input type="checkbox"/> 総合戦略掲載事業																																				
政策体系	政策名	07 新たな時代を切り拓く行政経営の確立		事業期間																																					
	施策名	23 質の高い行財政運営の推進		区分																																					
	基本事業名	01 効率的・効果的な行政運営の推進		単年度繰返																																					
根拠法令		戸籍法、戸籍法施行規則		※期間欄に開始年度を記入																																					
所属	部課名	市民生活部市民環境課		【開始年度】																																					
	課長名	鈴木 康代		昭和23 年度～																																					
	係名	市民登録係	電話	0192-27-3111																																					
	担当者	佐藤 わかな	内線	123																																					
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				事務事業区分																																					
<ul style="list-style-type: none"> ・当市に本籍を有する者等からの届出等による事項を戸籍簿に記載し、戸籍謄抄本等を交付する事業。 ・具体的な事務は以下のとおり。 ①戸籍届書等の受付・審査・受理、②届出等による事項の戸籍簿への記載、③戸籍謄抄本等の交付、④戸籍謄抄本等交付手数料等の徴収 ・令和元年10月から総合行政ネットワークを利用した戸籍届出書の入力・照合作業について業務委託実施(戸籍事務遠隔支援業務委託) ・事業費は、事業実施に係る消耗品費、コピー機リース料、通信運搬費、戸籍事務研修旅費、委託料などに支出される。 				E 一般																																					
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)																																					
<ul style="list-style-type: none"> ・当市に本籍を有する者等からの届出等による事項を戸籍簿に記載し、戸籍謄抄本等を交付する事業。 ・具体的な事務は以下のとおり。 ①戸籍届書等の受付・審査・受理、②届出等による事項の戸籍簿への記載、③戸籍謄抄本等の交付、④戸籍謄抄本等交付手数料等の徴収 ・令和元年10月から総合行政ネットワークを利用した戸籍届出書の入力・照合作業について業務委託実施(戸籍事務遠隔支援業務委託) ・事業費は、事業実施に係る消耗品費、コピー機リース料、通信運搬費、戸籍事務研修旅費、委託料などに支出される。 				<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">総投入量 (千円)</td> <td rowspan="5">事業費</td> <td>財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費計(A)</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>正規職員従事人数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ業務時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費計(B)</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>トータルコスト(A)+(B)</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> </table>		総投入量 (千円)	事業費	財源内訳	国庫支出金		都道府県支出金			地方債			その他			一般財源			事業費計(A)		0	人件費	正規職員従事人数			延べ業務時間				人件費計(B)			0	トータルコスト(A)+(B)			0
総投入量 (千円)	事業費	財源内訳	国庫支出金																																						
		都道府県支出金																																							
		地方債																																							
		その他																																							
		一般財源																																							
	事業費計(A)		0																																						
	人件費	正規職員従事人数																																							
延べ業務時間																																									
人件費計(B)			0																																						
トータルコスト(A)+(B)			0																																						

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		名称	
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍届書等の受付・審査・受理 ・届出等による事項の戸籍簿への記載 ・戸籍謄抄本等の交付 		ア	届書の受理件数
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ	戸籍謄抄本等の交付件数
前年度と同様		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
<ul style="list-style-type: none"> ・当市に本籍を有する者 ・当市に届書等を提出又は送付する者 ・戸籍謄抄本等の交付を申請する者 		名称	
		カ	届書等の届出者数
		キ	戸籍謄抄本等の交付申請者数
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		ク	
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍事務が正確に処理される。 ・戸籍謄抄本等の交付事務が正確・迅速に行われる。 		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		名称	
計画的に質の高い行政運営がなされている。		サ	申出又は職権による訂正件数
		シ	戸籍事務所要時間
		ス	戸籍謄抄本等交付所要時間

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	単位	年度						
				2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)	
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	1,991	7,001	0	0	0	
		都道府県支出金	千円	0	38	38	42	42	42	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0	
		その他	千円	0	1,158	1,631	5,406	1,260	1,260	
		一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	
	人件費	事業費計(A)	千円	0	3,187	8,670	5,448	1,302	1,302	
		正規職員従事人数	人	0	7	7	6	6	6	
		延べ業務時間	時間	0	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
		人件費計(B)	千円	0	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	0	22,387	27,870	24,648	20,502	20,502	
⑤活動指標	ア	件	0	1,647	1,728	1,800	1,800	1,800		
	イ	件	0	14,593	15,221	15,000	13,500	13,500		
	ウ									
⑥対象指標	カ	人	0	2,107	2,316	2,000	2,000	2,000		
	キ	人	0	14,593	15,221	15,000	13,500	13,500		
	ク									
⑦成果指標	サ	件	0	15	7	30	30	30		
	シ	分	0	20	20	20	20	20		
	ス	分	0	3	3	3	3	3		

事務事業ID	0063	事務事業名	戸籍事務
--------	------	-------	------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ ・戸籍法が施行された昭和23年1月1日から、戸籍事務が始まった。	
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？ ・戸籍事務の電算化(大船渡地区は平成12年7月から、三陸地区は平成15年2月から供用)により、戸籍簿への記載や証明書等の交付事務の効率化。 ・戸籍法の改正に伴い、平成20年5月1日より届出や戸籍謄抄本等の交付申請の際に、本人確認や委任状による代理権限の付与の確認を行っている。 ・平成25年度から戸籍副本データを法務局に日々送信することとなり、システム改修などが行われた。 ・令和元年10月から戸籍事務遠隔支援業務委託により戸籍届出書の入力・照合作業を業務委託した(平成28年1月総務省通知により当該業務容認)。	
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？ ・来庁した市民から、戸籍謄抄本等の交付に係る待ち時間が短くなったとの声が寄せられている。	

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ▼ 理由・内容 親族的な身分関係を正しく戸籍に登録し公証することにより、当市に本籍を有する者が適切な行政サービスを受けられることから、政策体系に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ▼ 理由・内容 戸籍法第1条及び地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり、公共関与は妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ▼ 理由・内容 戸籍法等の規定に基づく事務であり、対象の拡大・縮小の余地はなく、意図も適切である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	<input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ▼ 理由・内容 端末及びサーバーの更新により、戸籍謄抄本の交付所要時間の短縮を図っている。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある ▼ 理由・内容 戸籍法第1条及び地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であるため、事務事業の廃止・休止することはできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▼ 理由・内容 事業実施に係る消耗品費、コピー機リース料、通信運搬費、戸籍事務研修旅費は必要最低限とし、戸籍事務遠隔支援業務委託による時間外勤務の縮減などにも努めており、これ以上の事業費削減の余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▼ 理由・内容 13名の職員(正職員7名、会計年度任用職員6名)が受付、登録、審査、交付等の事務を分担して効率的に取り組んでいる。また、戸籍事務遠隔支援業務委託により、時間外勤務の縮減に努めており人件費の削減は難しい。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ▼ 理由・内容 ・大船渡市手数料条例の規定により、申請者から戸籍謄抄本等交付手数料等を徴収しており、公平である。 ・戸籍謄抄本等交付手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準拠していることから他の市町村と同額程度であり、妥当である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																							
1 現状維持	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×	戸籍事務は身分関係を公証する唯一の制度であり、法定受託事務として必須であることから現状維持とする。
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上																								
	維持		●	×																					
	低下		×	×																					
※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																									

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持	戸籍は人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するものであり、正確な事務執行と効率的な事務処理を行う必要がある。戸籍法の改正により、戸籍とマイナンバーを紐付け、マイナンバーの提示により届出等に必要戸籍証明書の添付が不要となること等が予定されており、国の動向を注視し、戸籍事務のデジタル化に対応する必要がある。